

廃家電製品や粗大ごみなどの処分

# 違法な回収業者を利用していませんか？

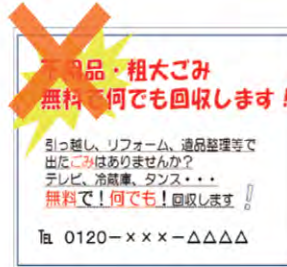
以下のような業者の多くは、無許可で廃家電製品などの廃棄物を回収しています。



●空地型回収



●トラック型回収



●チラシ配布型回収

ご家庭からの廃棄物を回収するには「一般廃棄物収集運搬業許可」が必要です。

不適正処理、不法投棄につながっています。

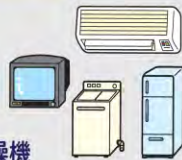
中古品として転売されるものもありますが、多くが不適正な処理、不法投棄につながっており、フロンガスや有害物質等の放出による環境破壊や健康被害が懸念されています。



ルールを守って正しく処分してください。

## 家電4品目

- ① エアコン
- ② テレビ
- ③ 冷蔵庫・冷凍庫
- ④ 洗濯機・衣類乾燥機



ご家庭で不用になった家電4品目は、家電販売店（過去に購入した店舗、新たに購入する店舗）、指定引取場所で引き取ってもらってください。（リサイクル料金等がかかります。）

## パソコン

デスクトップパソコン、ノートパソコンなど



使っていたパソコンのメーカーに連絡し、メーカーの指示にしたがって引き取ってもらってください。「PCリサイクルマーク」がついていないパソコンは、リサイクル料金がかかります。

お問合せ 佐野市役所 市民生活部 クリーン推進課  
0283-22-2654